

ご利用にあたって

対象者

原則、西北五地区にお住いの方
上記以外にお住いの方はご相談ください

利用料金

地域活動支援センター・相談支援事業ともに
利用料は無料ですが、地域活動支援センターで
行われる行事へ参加される方は、昼食代などの
自己負担が生じる場合があります。

法人事業内容

多機能型事業所 飛翔食房

- ・就労選択支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援

多機能型事業所 訓練はばたけ

- ・生活介護
- ・自立訓練(生活訓練)

麵工房はばたけ

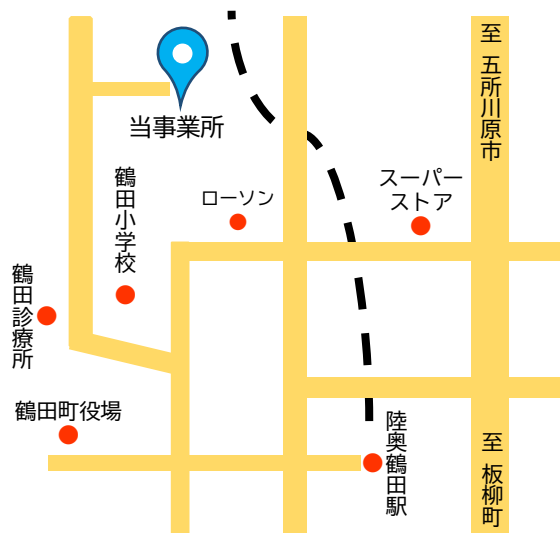
- ・就労継続支援 B 型

共同生活事業 はばたけ寮

- ・共同生活援助
(共同生活住居 はばたけ寮・ニューはばたけ)

地域活動支援センター 翔

相談支援事業 翔



社会福祉法人 共生会

〒038-3503

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上52

TEL: 0173-23-1030

FAX: 0173-23-1033

E-mail habatake@jomon.ne.jp



ホームページ

社会福祉法人 共生会



地域活動支援センター 翔

相談支援事業 翔

相談支援事業 しょう 翔

障がいのある方やその家族が、地域で安心して生活できるように相談支援専門員が、必要な情報提供や障害福祉サービスなどを利用するための支援を行う事業です。

計画相談支援

障害福祉サービスの利用計画作成や手続きのサポート、情報提供や関係機関との調整などを行います。

障害児相談

障害児通所支援の利用計画作成や手続きのサポート、就学・卒業後の進路に関する相談に対し情報提供などを行います。

関係機関との連携

ご家族をはじめ、医療機関や行政、教育機関や地域の関係者と連携を取り、必要なサポートを行います。

こんなお悩み ありませんか？

日中に活動の場が欲しい

放課後等デイサービスを利用したいけど、どこに相談したらいいの？

自分のペースで働きたい

障害福祉サービスってなに？

卒業後の進路について悩んでいる

などなど...



地域活動支援センター しょう 翔

障がいのある方が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送る事ができるように、様々な相談に応じて支援を行う事業です。

居場所づくり

創作活動や生産活動などを通じて、地域社会とつながる場の提供を行います。

専門家による相談

精神保健福祉士などの専門家が医療や福祉へつなげる支援を行います。

地域づくり

ボランティアの育成や障がいへの理解を広める活動を行います。